

東京大学史史料室ニュース

第51号 2013・11・30

目次

「編集室がなくなったらこの史料はどうなるのか」—百年史編集末期の思い出—…………… 2

重要文化財指定「東京大学史関係資料」…………… 4

大学文書館を目指して—公文書管理法と大学アーカイブズ—…………… 6

史料室日誌抄録…………… 8



重要文化財指定資料の収蔵庫

2013年6月19日に、国・重要文化財指定された「東京大学史関係資料」（東京大学史史料室分776点）の一部

「編集室がなくなったらこの史料はどうなるのか」 —百年史編集末期の思い出—

寺崎昌男

「東京大学史関係資料」1093点が重要文化財に指定された。約30年前の切望の一部が報われた。感慨は幾重にも重なるが、まずは心から祝意を表させていただきたい。

「約30年前」とは1984（昭和59）年から86年にかけてのことである。

そのころ、百年史刊行終了の見通しはほぼ立っていた。通史編・資料編の各第1巻は1983年1月付けて発行され、第2巻もすぐ手に取れそうな時期であった。1987年春すなわち昭和61年度末までには、部局史4巻も含めて全10冊の刊行が終わる手はずになっていた。だが順調に進めば委員会は解散になるし、編集室も廃止される。そのとき、現存する資・史料はどうなるのか。編纂の最末期を担う私どもにとって、それは最大の懸案事項だった。

私どもが当時「資・史料」と考えていたものの一部は、今回重要文化財指定を受けた行政文書類である。しかし他の一部は、編集作業開始からそれまでの間に編集室に寄託されていたさまざまな文書であった（『東京大学史紀要』第5巻、1986年2月刊掲載の一覧参照）。

加藤弘之文書に始まり鶴見求馬関係文書に終わる9種の資料の中には、井上哲次郎、長与又郎、平賀譲、内田祥三等の学内行政の中心人物の文書、元・教学局勤務の小池行松氏から寄託された455点にも及ぶ関係文書など、とうてい他で見ることのできない文書や図書類が含まれていた。編集室が消えてなくなるときが来たら、ご遺族等、元の所有者にお返ししなければならぬ。東京大学ともあろうものがそれでいいのか。これが私どもの危惧であった。

当時の意見書の一節を紹介しておこう。

東京大学百年史編纂の過程で、百年史編集室には、加藤弘之文書をはじめとして、旧総長・教職員文書・記念物等数千点が寄託されました。これらは（略）単に本学にとって貴重な史料であるばかりでなく、日本の近代教育史・文化史の貴重な資料であり、文化財であります。しかも遺族等からは将来本学に寄付してもよいとの意思が表明されております。しかし同室が恒久的な組織でないため、正式の寄贈を受けることができず、百年史編集室の解散後の措置が緊急な課題となりました（森巨総長宛、東京大学百年史編集室専門委員会、1985年10月1日付）。

文章の原案を書かれたのは、副委員長の一人、建築史学の稲垣栄三教授（工学部）だった。教授は本郷キャンパスの設計者内田祥三元総長の文書を編集室に取り次いでくださった方である。

ところで、「私ども」とは、当時の編集室専門委員会のメンバーのことである。室長で編集委員会委員長の私、副委員長の伊藤隆（現代史、文学部）、益田宗（古代史、史料編纂所）の両教授、それに先述の稲垣教授である。このうち益田教授は、1986年から出始める部局史4巻の推進役をやがて一身に担われることになる。こういうメンバーが寄り集まっては協議を重ねていた。専任助手の中野実氏、事務担当の小川千代子氏が万般を支えてくれた。

一方、諸資料の寄託の際、他に代え難い貢献をされたのは、編集委員会専門委員の大久保利謙先生であった。加藤弘之文書その他の家文書が学内的な位置も曖昧な編集室にすんなりと寄託されていたのは、ご遺族と大久保先生との親交と信頼のお陰であった。その事情をよく知っていた伊藤教授は特に強硬で「編集室が消えるのなら、文書や資料は全部返しておこう」と強く主張されていた。他大学の例を見ると、年史編纂終了後、収集資料は段ボール箱に放り込まれて半死の状態で眠っていたり、倉庫に放置されていたりしていた。この貴重資料群がもしああいふ扱いになったら、それこそ資料問題を越える倫理問題だと思われた。

1986年から87年にかけてはちょうど平野龍一総長から森巨総長への交代期だったが、私どもは口頭や文書で繰り返し提案や要望を提出していた。文書のうち2編は『東京大学史紀要』第5号に「東京大学史史料に関する提案二束」という題で掲載しておいた。

貢献という点で思い起こすのは、初代の笠原一男委員長（中世史・教養学部）を継がれた2代目委員長の土田直鎮教授（古代史、文学部）である。教授は史料保存に対する私どものエネルギーを育てる土壌を培って下さった。小川氏も本誌第50号に書いておられるが、教授は「大学の歴史研究は編纂完了によって終了するのではない。現存する史・資料すべての保存と活用を継続することこそ東京大学としての責務だ」と考えられていた。「編集室は今や一つの部局である」というのが、懇親会も含めていろいろな機会での先生のスピーチの常套句であった。

その編集室では、総合資料館と共同で、1981、82年度に、東京大学所蔵の文書・物品資料を悉皆調査した。併せてワールド・オブ・ラーニングを使って全世界の大学にあるアーカイブズ調査を行った。学内部分については中野氏が、国際部分については小川氏がそれぞれ責任をもって基礎作業をやったが、あのような大規模な調査をやり遂げることができたのも、史料編纂所長経験者たる土田室長・委員長のイニシアティブのお陰であった（『東京大学関係諸資料の保存と利用

に関する予備的研究』『東京大学史紀要』第5号参照)。
総合研究の打ち合わせを始めたのは後に青山学院に移ることになる酒井豊助手が在職していた1981(昭和56)年9月だったが、議事録によれば、University ArchivesとUniversity Museumについて意見交換を行った後、「文書館(Archives)は文書の“捨てどころ”ではなく、研究機関であることを確認した」と記されている。今読めば噴き出しそうな書きぶりだが、そういう発言があったのであろう。実情からすれば、アーカイブズというものへの学内外の認識は、まさにこんなことを大まじめに強調しなければならない程度のものであった。

土田教授の提言で、報告書の巻頭には調査結果に基づく結論が掲げられた。

「東京大学内に大学文書館を設置すること」

「大学文書館は特定部局に所属せず、学内共同利用センターとすることが望ましい」

教授は報告書提出と同時の、1983年3月に、停年まで一年を残して歴史民俗博物館館長に転じられた。井上光貞館長の急逝に応じられての異動とあっては、編集委員会・編集室にとって痛惜の事態だったが、やむを得ない。その後完結までの4年間は私が非力を尽くすことになった。

もう一人陰の後援者として忘れてならないのは、科学史専攻の渡辺正雄教授(教養学部)である。同教授は停年後新潟大学に移られたが、東大在任時は編集委員会専門委員を勤められていた。先述の総合調査では、ご自分の研究がアメリカの大学アーカイブズによってどれほど助けられたかという体験を語られるなど、貢献を惜しまれなかった。中でも東大アーカイブズの建設に関しては熱いサポーターで、ご意見は「百年史編集室に寄せる私の夢」(『東京大学史紀要』第6号)に生き生きと記されている。

その後編集室が「東京大学史史料室」になり、全学規模の史料保存に関する委員会が発足した経過は、他に書く機会があろう。概略だけをメモ書きしておこう。

- ① 私どもの要望を受け止められた森総長のもとで「東京大学百年史編纂資料に関する懇談会」が設けられ、そこでの2回の審議を経て、ともかく「史料室」の開設と「東京大学の史料保存に関する委員会」の設置が決まった(編集室の立ち消えは回避できた)。
- ② その懇談会の座長をされたのが、「ニシジマ・ゲルマン理論」の確立という業績でノーベル賞一歩手前まで行っておられたと聞く物理学者・西島和彦・総長特別補佐(理学部)であった(明晰簡明な議事進行のお陰で、わずか2回の会議で済んだ)。
- ③ 「東京大学の史料保存に関する委員会」は、発足後も『東京大学史紀要』の刊行を継続することを財政的に保障された(当時の他大学の例と比べると驚異的な処遇だった)。個人史になるが、初代の史料保存委員会委員長

を勤めた私は、1887年度から教育学部附属学校校長に選ばれてしまい、原朗教授(経済学部、日本経済史)にバトンをお渡しして、史料室との縁は切れた。

さらに、東大退職の直前(1991年の初秋)に文部省学術情報課の担当官から「大学アーカイブズに関する話が聞きたい」という要請があり、今は亡き室長・高橋進法工学部教授(国際法)とご一緒に文部省に赴いたことがある。二人の担当官を前に史料の価値や東大内の制度化の経過を説明し、概算要求への配慮を求めたが、その後反応はなかった。

30年の歳月を振り返ると、大学とアーカイブズや資料との関係に関して、次のような変化を認めることができる。

第一に、大学一般をめぐる状況が激変した。

特に大学評価の規模とモノサシは大きく変わり、周知のように評価規模は世界的なものとなり、モノサシの一部には「自校の運営・歴史に関する資料を保存し活用できるようにしているか」「学問的に正確な基礎を持つ沿革史を公刊しているか」等が正面から登場してきた。

公益財団法人大学基準協会の説明資料では、これらは大学の「内部質保証システム」の一部とされている。これまで東大が行ってきた非現用行政文書の保存や沿革史の本格的な編纂作業などは、今や「良心と善意の所産」だけではなく「大学評価対象の一部となる作業」であり、さらに公文書管理法や情報公開法の命じる行政史料の公開義務に応える行為となってきた。

第二に、大学にとってのアーカイブズや資・史料の意義も大きく変わってきた。

30年前、私どもがもっぱら強調したのは、資・史料の学術的価値とそのアカデミックな活用の必要性だった。先掲意見書でも「近代教育史や文化史の貴重な資料、文化財だから大切にしよう」ということだけを強調していた。ところが現在は、大学が関連文書や資料を管理公開して活用し供することは、社会・地域に対して果たすべきアカウントビリティ(説明責任)の一部だとされている。他方、アーカイブズや文書館は、大学が建学の精神を解明し、アイデンティティーを全大学人が共有する重要な拠点として位置づけられるようになってきた。学生たちに「自校教育」を行う大学はおそらく150校を越えている。「全入」時代の今日、学生たちに自分の入った大学への帰属感と学びがいとを養う自校教育の拠点はアーカイブズであり、教材は大学史料ということになってきた。

今回の重要文化財指定は、東京大学がこの変化する環境に対応して行く確かな足がかりの一石になろう。保存と活用を心から期待する。

(てらさき まさお：東京大学名誉教授・元百年史編集委員会委員長・立教学院本部調査役)

重要文化財指定「東京大学史関係資料」

小川智瑞恵

東京大学史史料室および『東京帝国大学五十年史料』として総合図書館が保管する公文書記録類のうち1,093点（史料室所蔵分776点、総合図書館所蔵分317点）が「東京大学史関係資料」として2013（平成25）年6月19日に国の重要文化財に指定された。大学史の歴史資料としては初めてである。

今回の指定にあたっては、2011年7月中旬より、文化庁の方がた、総合図書館の古田元夫館長をはじめとする皆様、大学本部の方がた、吉見俊哉史料室長、藤井恵介先生（大学院工学系研究科教授）、百年史編集室時代の室長寺崎昌男先生、小川千代子先生、米田俊彦先生にご指導いただきながら室員一同、歴代の室員の調査や目録作業を引き継ぎ進められたことに感謝し、指定資料についてご報告申し上げます。

今回指定対象となった「東京大学史関係資料」は、江戸時代末期¹から1949年までの東京大学の歴史に関する公文書記録類である。東京大学の前史となる太政官の下に置かれた「大学校」時代の公文書をはじめ、東京開成学校と東京医学校を合併して1877（明治10）年に創設された東京大学から帝国大学、東京帝国大学を経て新制の東京大学誕生に至る1949（昭和24）年までの公文書類から成る。

「近代学術史研究の基礎文献」として上梓された『東京大学百年史』全10巻編纂においては年史の骨格となる基礎史料として通史の執筆に活用され資料編に翻刻された。各文書群や特徴ある簿冊の解説も『東京大学史史料室ニュース』や『東京大学史紀要』に積み重ねられてきた。

1871年に発足した文部省は、教育政策の施行過程を示す文書や刊行物にまとめるため直轄学校などからの文書を所蔵していたが1923（大正12）年9月の関東大震災により文部省書庫が焼失し、1945年には占領期に入るのを控えて資料が焼却され多くの文書が失われた²。

「東京大学史関係資料」は東京大学の公文書としてはもちろんのこと、近代日本の教育行政を知る上でも、学術的な国際交流を明らかにする手がかりとしても貴重な第一次資料となっている。

大学史史料室所蔵の776点は庶務部より移管された文書で、庶務課（書記分課設置（1881）—庶務課—書記官室（1886～1902）—庶務課（1902～1959））において作成された文書で、ごく一部を除いて簿冊の形態をとっている。簿冊には、文部大臣からの訓令や通達、文部省各局との往復文書を綴った簿冊群『文部省往復』、文部省以外の各省庁とのやりとりを収めた『官

庁往復』、それ以外の相手との文書綴『諸向往復』、学内における往復文書をまとめた『学内往復』といった文書のやりとりの相手による分類に基づいて付された表題、明治初期は『文部省往復』のなかに「達」や「准允」の部や「報告」の巻として編綴されていたが後に独立した簿冊となった『年報関係』や『文部省准允』や『文部省達』といった内容分類による表題、東京大学が組織として決定した規則や指示などを学内組織に行き渡らせるための達³を収めた『検印録』などがみられる。指定された資料群は次のように大別できる。

- ① 文部省往復⁴（258点 1871～1949年
〔指定対象の簿冊は1950年までの文書を収める〕）
- ② 年報関係⁵（11点 1932～1948年）
- ③ 官庁往復（60点 1871～1949年
〔1951年までを収める〕）
- ④ 諸向往復（81点 1869～1947年）
- ⑤ 学内往復（31点 1870～1931年）
- ⑥ 文部大臣准允⁶（13点 1879～1931年）
- ⑦ 検印録（30点 1885～1943年）
- ⑧ 外国関係、留学生関係⁷（39点 1883～1942年）
- ⑨ 例規（25点 1886～1949年）
- ⑩ 開業式、行幸、学位授与など式典関係
（34点 1878～1949年〔1954年までを収める〕）
- ⑪ 学士養成関係（13点 1886～1900年）
- ⑫ 大学院生関係（11点 1886～1948年）
- ⑬ 事務協議会関係（10点 1921～1940年）
- ⑭ 重要書類彙集⁸・文部大臣達・秘書等
（47点 1878～1949年）
- ⑮ 奨学関係（18点 1876～1949年）
- ⑯ 特別研究生関係⁹
（16点 1943～1949年〔1954年までを収める〕）
- ⑰ 入学関係（11点 1929年～1942年）
- ⑱ 職員進退¹⁰（7点 1873～1939年）
- ⑲ 戦時下関係（20点 1925～1949年
〔1962年までを収める〕）
- ⑳ 通俗講演会・公民・成人教育関係
（7点 1913～1943年）
- ㉑ 大学制度改革関係（33点 1917～1949年
〔1950年までを収める〕）
- ㉒ 南校（1点 年不明）

文部省文書は『文部省往復』のみならず『学内往復』などにもみられ、お雇外国人や留学生に関する文書は『海外』文書や『文部省往復』『検印録』などにもある。『東

京大学百年史』では例えば明治前半期における大学校建設構想は、『文部省往復』の文書と国立公文書館所蔵の『太政類典』や『公文録』所収の文書によってその構想が明らかにされた。このように史料室所蔵の文書群にみられる一つの案件は、総合図書館所蔵『東京帝国大学五十年史料』、国立公文書館所蔵の文部省や東京大学関係などの文書、同館運営の「アジア歴史資料」、各大学の資料室所蔵の文部省往復文書¹¹などによってその位置づけや意味、出来事の流が明確になる場合が少なくない。それぞれの所蔵機関の資料も含めた検索機能が充実すれば資料はより活用されるであろう。

書庫の保存環境が見直され、中野実専任室員によって始められた一点ごとに中性紙の保存容器に収める作業も継続される。利用はこれまで通り東京大学史料室利用規則に則る。今後はデジタルアーカイブによる提供も充実させていく方針である。

(おがわ ちずえ：東京大学史料室)

¹ 東京大学の前史にあたる蕃書調書(後の開成所)に関する「蕃書調書立会御用留」「開成所何等留」「開成所事務」は史料編纂所所蔵。梅沢ふみ子、特集百年史をふりかえる、『東京大学史紀要』第6号、1987.3、74～76頁。

² 佐藤秀夫「公文書Ⅲ 文部省」『日本古文学講座 第9巻 近代編Ⅰ』雄山閣、1979年。

³ 「達」については、所澤潤「東大の記録管理(2) 達(たつし)」『東京大学史史料室ニュース』第6号(1991.3.30、4～5頁)～同「東大の記録管理(11) 達」『同』第17号(1996.11.30、1～3頁)。所澤潤「解説 文書の流れと東京大学年報一付・手稿本取扱い情報一覧」『東京大学年報』所収。

⁴ 中野実「沿革史料紹介(1)『文部省往復』について」『東京大学史史料室ニュース』第2号、1988.11.15、3頁。『文部省往復』所収の留学生文書については、所澤潤「東京大学における昭和20年(1945年)以前の女子入学に関する史料」『東京大学史紀要』第9号、1991.3、61～94頁。谷本宗生「昭和戦前期東京帝国大学におけるアジア留学生の受入れ」『東京大学史史料室ニュース』第17号、1996.11.30、2～3頁。『文部省往復』に含まれた学徒動員・学徒出陣関係の件名目録は、「学徒動員・学徒出陣」『文部省往復』件名目録(昭和12年～20年)『東京大学史紀要』第15号、1997.3、83～163頁。

⁵ 東京大学の年報は、表題に「年報」とある簿冊以外にも、『文部省往復』、『文部省達』、『文部大臣達』、『検印録』や総合図書館所蔵『東京帝国大学五十年史料』などにも含まれている。『文部省往復』にある明治20年と21年の報告は東京大学史史料研究会『史料叢書 東京大学史 東京大学年報』全6巻(東京大学出版会、1993～94年)の5～6巻に復刻されている。報告に

ついては各巻の解説と次の論稿に詳しい。所澤潤「大学年報の成立と展開—開成学校から旧東京大学末まで—」『東京大学史紀要』第11号1993.3、65～122頁。所澤潤「大学年報の成立と展開(2)— 帝国大学の時代—」同前書第12号、1994.3、81～148頁。

⁶ 中野実「沿革史料紹介(2)『文部大臣准允』について」『東京大学史史料室ニュース』第4号、1989.11.25、6頁。

⁷ 所澤潤「外国人留学生取扱ニ関スル調査委員会」(昭和17〔1942〕年・東京帝国大学)の記録『東京大学史紀要』第9号、1991.3、95～161頁。中野実「沿革史料紹介(3)— 海外留学生関係史料について—」『東京大学史史料室ニュース』第7号、1991.11.20、6頁。谷本宗生「東京大学所蔵「留学生関係書類」の一端— 申報書・報告書類—」『東京大学史紀要』第13号、1995.3、69～78頁。なお今回の指定対象ではないが史料室所蔵の内田祥三資料に含まれる留学生関係文書については所澤潤「東京帝国大学における大東亜戦後半期の外国人留学生受入れ状況— 外国学生指導委員会」の活動を中心に—」『東京大学史紀要』第10号、1992.3、105～165頁。

⁸ 『重要書類彙集 自明治十二年至明治二十四年』は、「東京大学— 帝国大学時代の本部あるいは教官の意見書や建議書、学位に関する勅令案、博士学位授与者の認定をめぐる文部大臣と総長の往復(明治21～24年)などの種々の書類を収録した簿冊」で「各年の文部省往復や諸官庁往復に合綴されて然るべき書類」とされる。寺崎昌男・酒井豊「東京大学所蔵私立法律学校特別監督関係資料」『東京大学史紀要』第3号、1980.10、14頁。ここには、『秘書』や『私立法律学校往復及雑書綴込』が含まれる。それぞれの文書については中野実「沿革史料紹介— 『秘書』 —」『東京大学史史料室ニュース』第22号、1999.3.31、4～5頁。同前寺崎・酒井、12～72頁。

⁹ 小川智瑞恵「大学院特別研究生について」『東京大学史史料室ニュース』第20号、1998.3.31、6～7頁。油井原均「大学院特別研究生制度について(2)」同前第21号、1998.11.30、2～3頁。小川智瑞恵「『大学院特別研究生関係』資料目録(一九四三～一九四五年年度)」『東京大学史紀要』第17号、1999.3、65～113頁。小幡圭祐・吉葉恭行「東京帝国大学大学院特別研究生候補者の研究事項解説書— 昭和18年度～昭和20年度—」、同前書、第29号(2011.3、17～66頁)～31号(2013.3、21～65頁)。

¹⁰ 人事異動に際して発令された関係書類を編綴。事例案の控と文部省総務局文書課よりの発令通知の写が大半を占め、だいたい日付順に綴じられている(前掲寺崎・酒井「東京大学所蔵私立法律学校特別監督関係資料」)。

¹¹ 奈須恵子「東京大学史史料室所蔵「文部往復」の一断面」『東京大学史史料室ニュース』第17号、2010.3.31、2～3頁。

大学文書館を目指して —公文書管理法と大学アーカイブズ—

森 本 祥 子

1 はじめに

本誌47号で、吉見俊哉室長が、現在の大学史史料室を大学文書館に発展させるための具体的な方策をまとめています。小稿ではそれをふまえて、本年4月に当室に着任して当室の歴史と現状を見た者の目で、文書館を設置する必要性とその構想の現在の進捗状況について報告したいと思います。

2 前提 —改めて、アーカイブズとは何か—

すでに周知のとおり、当室は大学の百年史編集室の後を受けて設置されました。設置にあたって本誌創刊号に当時の寺崎昌男室長が書いているとおり、当初から当時としては先進的な大学アーカイブズ（文書館）への移行という視点を持っていましたが、東京大学という巨大で複雑な組織でそれを実現するのは容易ではなく、年史編纂からアーカイブズへの完全な転身は実現しないままに現在に至っています。

ところで、そのアーカイブズとは何なのでしょう。年史編纂とどれほど違うのでしょうか。さらには現在の史料室という組織ではどうして十分ではないのでしょうか。

年史編纂は、歴史叙述です。つまり、東京大学の歴史を明らかにするために、関連する資料・情報を様々なところからできる限り集め、それらを元に大学の歴史を書き上げることが目的です。一方、アーカイブズはその設置母体が作り出した文書資料を恒常的に受け入れ、保存することが目的の組織です。東京大学という組織が生み出した文書を保存するのが、東京大学のアーカイブズです。アーカイブズで保存されている文書を使って年史編纂をする、というのが本来の両者の関係であり、そこではアーカイブズは資料提供者、年史編纂者は資料利用者ということになります。日本では、年史編纂の過程で担当者が資料収集を進め、その整理も担うことが非常に多いため、編纂事業とアーカイブズ事業の違いはあまり強く意識されてきませんでした。本質的にアーカイブズ（資料提供者）と年史編纂（資料利用者）とはまったく別の存在です。

さて「百年史編集室」は「大学史史料室」になったことで、編纂事業を担当する部署から資料の保存活用にも責任をもつ部署に衣替えしました。しかしそれだけでは完全なアーカイブズにはなり得ていません。寺崎元室長の構想の内、集積した資料を大切に保存し閲覧利用等に供すること、また収蔵資料を徐々に豊かにすること、という点に関しては、史料室は確かに発展し

てきました。しかし、真にアーカイブズであるか、と問われれば、残念ながらそれはまだ実現していないと言わざるを得ません。なぜならば、先に書いたように、アーカイブズの基本はその設置母体の文書を継続的に受け入れ、保存していくことだからであり、「東京大学に関係がある人々や団体」の資料をいくら収集しても、根幹となる「東京大学自身の文書」を保存する体制が整っていないければ、完全なアーカイブズとは言えないのです。

百年史編集室から大学史史料室へと進んできた東京大学の資料保存は、いよいよアーカイブズとしてトータルな資料保存体制を完成させなければならない時に至っています。

3 大学の文書保存に関わる法制度

現在の国立大学の文書管理は、「公文書等の管理に関する法律（公文書管理法）」（2011年施行）に従って行われることになっています。同法では文書そのもの発生からアーカイブズまで一貫したものと捉え、その全体にわたる管理について規定しています。公文書管理法が成立したことにより、国・独立行政法人（国立大学を含む）の文書管理・アーカイブズ保存は徐々に標準化されてきています。

しかし実はこの法律より先、1999年に成立・施行された「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）」が、国の文書管理に大きな影響を与えています（国立大学を含む独立行政法人を対象とする同趣旨の法はこの2年後に成立）。これは情報公開制度について定めた法律ですが、法整備の議論を進める中で、情報公開制度が活きるためには、その前提として文書が適切に作成・管理されていることが不可欠だということが認識されるようになったのです。しかしながら、情報公開制度の網がかかるのは保存期間内の文書（現用文書）のみでアーカイブズは対象外ですし、そもそも情報公開法は文書管理を定めた法ではありません。情報公開法成立によって文書管理の重要性が認識されたことは大きな意味がありますが、これだけではまだ文書管理を支えるには不十分でした。そうした議論が結実したのが、文書管理・アーカイブズ管理全体をカバーする公文書管理法です。

公文書管理法では、文書は、保存期間満了時には廃棄するか国立公文書館等に移管するか、いずれかの措置が求められます。自らの歴史を自らコントロールするためにも、東京大学に国立公文書館等として指定さ

れる文書館を設置し、自らの文書を自らの手元できちんと保存していくことが必要です。

4 文書館構想の現在

ここまで、本誌 47 号の吉見室長の構想に関連して、主として法人文書保存機能が求められる背景等について少し補足しました。次に、大学文書館を目指して掲げた東京大学のアーカイブズ構想が現在どのような状況にあるか、以下に報告します。

(1) 法人文書管理

公文書管理法に対応し、すでに本学の現用文書管理は体制を整えつつあります。現在は、保存期間を満了した文書の移管を受けられる国立公文書等として指定され得る大学文書館の設置に必要な、規則・設備等の整備を進めています。

この役割を担う上で重要なのは、文書の評価選別にどう関わるかということです。公文書管理法では、保存期間が満了した文書を廃棄するか文書館に移管するかは、個々の文書の作成者が個別にすることとされています。しかし実際にはそれは非常に困難です。また全体を俯瞰する立場でなければ、バランスの取れた評価選別、ひいては収蔵資料構築はできません。すでに国立公文書館等として指定を受けた国立大学の文書館等では、評価選別の判断に何らかの形で文書館が寄与できるしくみを設けています。アーキビストが評価選別を行うことは国際的にも常識とされていますが、それを法の趣旨に則ったかたちでどう実現するか、検討が必要です。

(2) デジタルアーカイブ構築

国立公文書館等の収蔵資料は、原則として廃棄はできません。ですから、国立公文書館等として指定を受けた暁には、紙の文書をデジタル化して原文書を処分することでスペース節約を図る、という効果はデジタルアーカイブには期待できません。公文書管理法体制下でのデジタルアーカイブの意義は、資料の利用可能性が大きく広がることにあると言えるでしょう。

現在は、本学情報学環の研究成果を受けたデジタルアーカイブの基準に則り、重要文化財指定を受けた「東京大学史関係資料」のデジタル化に順次取り組んでいます。他資料のデジタル化にあたっては同じ基準でデータを作成しています。常に同じ基準で資料の画像データ化・メタデータ付与を進めることにより、デジタルアーカイブ構築の準備を進めているところです。

また、学内には多様な資料コレクションやデジタルアーカイブが存在します。それらをつなげて新たな利活用の可能性を探ることは必要ですし、そもそもデジタルアーカイブの仕組み自体を研究することも研究機関である大学のアーカイブズの役割と言えるでしょう。

(3) 150 年史への視点

原則論を言えば、先に述べたように年史編纂業務とアーカイブズ業務は本来別のものであるので、自動的にアーカイブズが年史編纂を担当するというにはなりません。しかし、吉見室長も書いている通り、いずれ大学として 150 年史編纂は求められると考えられますし、その際には私たちは重要な役割を担う必要があるでしょう。

ではその時を見据えて、今何をしておくべきでしょうか。それは他ならない、アーカイブズとしての基礎固めです。アーカイブズとなる以上、そこに求められるのは、大学の基本資料を確実に保存し、それをいつでも提供できる体制をしっかりと整えることです。資料の中心となるべきは何よりも大学の法人文書であり、それを個人資料や関係団体の資料などによって肉付けし、豊かにしていきます。そのようにして多様な資料を揃え、整理し、利用の準備が整っていれば、いつどのような年史編纂構想が立ち上がっても、十分対応できるはずです。

百年史編纂時に、戦前期庶務課文書のような大学の重要公文書や、歴代総長の個人文書など、大学の歴史の根幹をなす資料の収集が進みました。史料室になってからも、個人や学内他部局から資料を受け入れています。少しずつコレクション構築は進んでいますが、まだまだ拡充が必要です。

現在は、まずは既存の資料について統一フォーマットによる目録作りを進めることで、自らの収蔵資料全体を見渡せるように取り組んでいます。そこから現在資料収集が十分でないエリアを明らかにし、その資料を充実させていけば、年史編纂の本来あるべき姿、すなわちアーカイブズに支えられた 150 年史編纂が実現できるでしょう。

5 おわりに

自らの記録・情報・歴史を自らの手で管理するために、組織にはアーカイブズが必要です。その役割を期待されて設置された大学史料室ですが、この間の大学の組織変更のあおりを受けて組織の位置づけが不安定となるなど、十分な取り組みができなかった面もあります。今後は公文書管理法の趣旨を軸としつつ、より広く大学としてのアーカイブズ機能を実現できる「大学文書館」の設置を目指していきます。

(もりもと さちこ：東京大学史料室)

史料室日誌抄録（平成 25 年 2 月～平成 25 年 7 月）

- 2月7日（木）～2月15日（金）
小川室員ら、改修工事に伴う居室移転のため安田講堂地下の資料確認。
- 2月27日（水）～3月19日（火） 柏キャンパス総合研究棟へ所蔵史料移転。
- 3月6日（水） 平成25年度史料室体制についての打合せ（本部棟7階会議室）。
- 4月1日（月） 総合研究博物館森本祥子特任准教授着任。
- 4月16日（月） 森本室員ら、矢内原科研の打合せ（学環7階演習室）。
吉見室長と室員の打合せ（史料室）。
重要文化財指定の打合せ（本部棟7階会議室）。
- 4月25日（木） 森本室員、経済学部図書館・経済学部資料室見学。
- 4月30日（火） 森本室員ら、矢内原資料の確認（柏・総合研究棟）。
- 5月14日（火） 谷本室員ら、情報学環小川千代子ゼミ生4名らの見学対応。
- 5月16日（木）～5月17日（金）
森本室員、名古屋大学・京都大学・大阪大学・神戸大学アーカイブ出張調査。
- 5月21日（火） 森本室員ら、データベース科研打合せ（学環7階演習室）。
- 5月22日（水） 史料室打合せ（本部棟7階会議室A）。
- 5月27日（月） 室員打合せ（史料室）。
- 5月30日（木） 森本室員、東京外国語大学文書館見学。
- 6月19日（水） 森本室員、平成25年度公文書管理研修Ⅰへ参加。
- 6月20日（木）～6月21日（金） 村上室員、文化財の虫菌害・保存対策研修会へ参加。
- 6月25日（火）～6月26日（水） 森本室員、総務課、九州大学・広島大学アーカイブ出張調査。
- 6月27日（木） 森本室員、矢内原科研研究会へ参加（柏・総合研究棟）。
- 7月11日（木） 第7回大学史料収集・管理の在り方に関するWG開催（本部棟12階会議室）。
- 7月17日（水） 史料編纂所の施設見学。
森本室員ら、総合図書館所蔵の工部大学校関係写真確認（総合図書館）。
- 7月22日（月） 室員打合せ（史料室）。

題字 森 巨元総長

東京大学史料室ニュース 第51号

発行日：2013年11月30日（年2回発行）

編集・発行：東京大学史料室

東京都文京区本郷7-3-1

電話：03(5841)2077(直)

印刷所：株式会社 ワーナー

Archives Section of the University of Tokyo

千葉県稲毛区六方町13-2